

**国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 6 日

提出者 国 立 市 長 永 見 理 夫

(説 明) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

**国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例案**

国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 10 月国立市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項第 4 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 5 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 4 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 5 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 44 条第 2 項第 4 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 5 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 47 条第 2 項第 4 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 5 号中「30 人」を「25 人」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。